

コンピュータシステムの設計に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編
高速船規則検査要領

改正事項

コンピュータシステムの設計に関する事項

改正理由

プログラム等のソフトウェアにより制御されるシステム（以下、「コンピュータシステム」という。）の機能はソフトウェアに依存していることから、コンピュータウイルス等の特有のリスクへの対策が必要となる。このため、IACS は、ライフサイクル全体にわたる品質管理によりソフトウェアの健全性を確保する旨規定する IACS 統一規則 E22(Rev.2)を 2016 年 6 月に採択しており、本会は既に関連規則に取り入れている。

当該統一規則に基づく要件については、これまでの運用実績において提出図面、試験、就航後の取扱い等に関する要件に不明瞭な点が確認されたため、当該要件について、統一規則の意図がより明確になるよう表現の修正を検討した。

このため、上記検討結果に基づき、関連規定を改めた。

加えて、ハードウェアの保護や冗長性等に関する要件について、従前の本会規則との整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次の通り。

- (1) コンピュータシステムに関する要件を明確にすべく、表現を改めた。
- (2) ハードウェアの保護や冗長性等に関する要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 D 編 18.1.1, 18.1.2, 18.2.4, 18.2.6, 18.2.7, 18.3.3
高速船規則 2 編 2.1.2, 9 編 12.1.1, 12.1.3
鋼船規則検査要領 D 編 D18.1.1, D18.1.2, D18.1.3, D18.2.7, 附属書 D18.1.1
高速船規則検査要領 2 編 2.1.2, 9 編 12.1.1, 12.1.3